

京都市告示第 4 1 9 号

京都市梅小路公園の指定管理者である財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成 2 5 年 1 2 月 2 8 日 (土) から 2 6 年 1 月 4 日 (土) まで	緑の館	その他の部分のうちレストランの部分	変更後	1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 3 1 日
			現行	1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

(南部みどり管理事務所)